

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月6日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂久



送達を受けるべき者の氏名又は名称	ZHENG CHAO 鄭 超
送達する書類	差押調書（謄本） R08-03-10-000783
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

神奈川区公告 第 104 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第 20 条の 2 及び横浜市市税条例第 10 条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 10 月 6 日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂久



送達を受ける べき者の氏名 又 は 名 称	石川 優希
送 達 す る 書 類	差押調書（謄本） R08-03-10-000973
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	